

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積
の限度

告 示

鳥取県告示第七百六十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十八年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
	市郡名	町村名		
水源かん養保安林	八頭郡	河原町・郡家町を除く全町	二・四二・九六	八頭地区
保健保安林	鳥取市		二・三・九〇	東部地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	若桜町	一〇・〇六	若桜
	八頭郡	智頭町	一〇・八八	智頭
	八頭郡	船岡町	〇・五二	船岡
	八頭郡	用瀬町	八・四一	用瀬
	八頭郡	八東町	〇・一〇	八東
	八頭郡	佐治村	〇・五八	佐治
干害防備保安林		船岡町	〇・〇八	喜才谷山
		大字殿	〇・〇八	喜才谷山
		大字水口	〇・四六	明見谷東平
		大字赤波	〇・九三	池ノ内下平
水源かん養保安林	鳥取市	用瀬町	一・五八	赤波
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原町	九〇七・六三	鳥取地区
	八頭郡	郡家町	六・三四	河原
	八頭郡	岩美町	一〇・二〇	郡家
	八頭郡	岩美町	一〇六・〇四	岩美
	八頭郡	国府町	五・六〇	国府
	八頭郡	福部村	〇・三〇	福部
	鳥取市	福部村	五一・五一	鳥取

